

第4章 本県の取組

4-1 早期概成に向けた本県の取組

生活排水の未処理人口を解消し、県内の河川の水質改善を早期に達成するため、県として次の取組を行う。

- ・ 市町村アクションプランへの技術的支援(継続)
市町村が、目標年次までの年度ごとの施設整備スケジュールや実行メニューを定めたアクションプランの進行管理とその実施に関して支援を行う。
- ・ 下水道整備区域の見直し(継続)
下水道整備区域のうち、市街化調整区域などで明らかに早期概成が困難な区域については、市町村及び県の関係各所と調整の上、個別処理である浄化槽整備区域への適切な見直しを行う。
- ・ 下水道クイックプロジェクトの技術導入に向けた支援(継続)
地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能となる新たな整備手法である下水道クイックプロジェクトの技術導入に向けて、市町村支援を行う。
- ・ 社会資本整備総合交付金による下水道整備の支援(継続)
下水道事業を実施する市町村に対し、整備費の一部として、国の交付金を円滑に活用できるように支援を行い、早期整備を促進する。
- ・ 浄化槽処理促進区域の指定の支援(新規)
市町村が下水道法に規定する予定処理区域を除き、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域として指定する際に技術的助言等を行う。
- ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置(新規)
そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上で重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽(「特定既存単独処理浄化槽」)に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上で必要な措置をとるよう助言又は指導を行うための県・市町村・指定検査機関等の協力体制を整える。
- ・ 公共浄化槽の推進(一部新規)
市町村が浄化槽の設置・維持管理を行う公共浄化槽は、個人負担が軽減できることから早期整備に有効であるほか、維持管理を市町村が行うため、公共用水域の水質改善に大幅に寄与できる。公共浄化槽の全県での導入に向け、市町村を支援する。
また、公共浄化槽の整備に当たり、排水設備の設置等に対する融資制度等を設ける際の情報提供等を行う。

- ・ 浄化槽整備事業補助金の重点化(継続)
汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を早期に行うため、浄化槽整備補助金を拡充し、支援を行っている。困難な工事を伴う場合の上乗せ補助や単独処理浄化槽が多く残る地域等に対する補助を重点化し、浄化槽の早期整備を促進する。
- ・ 共同浄化槽の整備促進(新規)
合併処理浄化槽を個別に設置するよりも、複数戸に1基を設置する方が経済的・効率的な場合に整備を行う「共同浄化槽」の設置に対する支援を行う。
- ・ 公共が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への率先転換(新規)
公共施設は防災拠点や避難所となり得るものであり、洪水浸水想定区域図などから公共施設に設置されている単独処理浄化槽の把握を的確に行い、県及び市町村が率先し合併処理浄化槽への転換を推進する。
- ・ 農業集落排水整備推進交付金による支援
農業集落排水事業を実施した市町村に対し、事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源として交付金を交付し、市町村負担の軽減を図る。

4-2 施設の適正な維持管理の推進

生活排水処理施設を適切に維持管理し、更新していくため、県として次の取組を行う。

- ・ 県下水道施設のストックマネジメント計画(旧長寿命化計画)に基づく計画的な施設の改築・更新の実施(継続)
流域下水道は、供用開始から40年を経過したものもある。施設の一定の健全度を確保し、処理機能を適切に維持していくため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に施設の改築・更新を行う。
- ・ 市町組合の下水道施設のストックマネジメント計画(旧長寿命化計画)策定及び、計画的な施設の改築・更新の技術的支援(継続)
下水道施設の老朽化に起因する機能停止や道路陥没などの事故を未然に防ぐとともに、ライフサイクルコストの最小化を図るため、市町組合のストックマネジメント計画(旧長寿命化計画)の策定や計画的な施設の改築・更新の技術的支援を行う。
- ・ 農業集落排水施設の改築・更新への支援(一部新規)
農業集落排水処理施設の改築等を行う市町村に対し支援を行う。これにより、施設の適正な維持、長寿命化を推進する。
必要に応じ、農業集落排水区域を浄化槽処理促進区域に取り込み、農業集落排水処理施設の改築等を行う。

- ・ 浄化槽台帳の整備(新規)
空き家を含む浄化槽の設置状況及び維持管理の情報を的確に把握するため、地理情報を併せ持つ「スマート浄化槽台帳システム」を市町村とともに整備するとともに、台帳データの精度を維持するための法定検査、保守点検、清掃等の情報収集を行う。
- ・ 浄化槽管理士に対する研修の実施(新規)
住民に接する機会が多く、維持管理の向上に向けた普及啓発に資する浄化槽管理士に対し、浄化槽行政の動向や最新の浄化槽の構造などの情報を習得するための研修を実施する。
- ・ 浄化槽の適正な維持管理の推進(継続)
汚水を処理し、きれいな水にする浄化槽の機能を十分に発揮させるほか、長期間浄化槽を使用できるように、清掃、保守点検、法定検査の適正な維持管理を推進するため、県ホームページやダイレクトメール、戸別訪問等による普及啓発を行う。
- ・ 浄化槽法定協議会の設置(新規)
浄化槽の設置及び管理に係る諸課題について、行政及び指定検査機関、浄化槽関係団体等で構成する協議会を設置・開催し、総合的な協議を推進する。

4-3 事業経営の健全化の推進

- ・ 公営企業会計適用の推進(継続)
地方公営企業は、人口減少による料金収入の減少、施設・設備の更新投資の増大などの要因により、厳しい経営環境に置かれている。経営・資産等の状況を正確に把握し、経営基盤の強化などに取り組むため、公営企業会計適用を推進する。
- ・ 中長期経営基本計画の策定の推進及び支援(継続)
地方公営企業が将来にわたり、安定的に事業を継続していくために、中長期経営基本計画の策定を推進するとともに、計画の策定に当たっての支援を行う。
- ・ 適正な料金設定による収入確保に関する技術的支援(継続)
地方公営企業等が、生活排水処理施設に関する事業に要した経費を賄えるよう、公営企業会計の適用の推進や使用料に関する情報提供や相談受付、浄化槽使用料設定のシミュレーターの提供など適正な使用料金設定による収入確保を支援する。
- ・ 公共浄化槽の運営の安定化の支援(継続)
公共浄化槽を導入した市町村に対し、整備費への一部補助を行い、市町村負担の軽減を図る。